



第5期

(平成24年度～平成26年度)

高齢者福祉計画
介護保険事業計画

概要版



平成24年3月
葉山町

I 計画策定の趣旨

1 計画の目的

今後平成27年にはいわゆる団塊の世代が高齢者となり、高齢化が一層進展することから、介護保険制度を維持しつつ要介護状態になる前の高齢者に対し介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。

また、要介護高齢者の多くは認知症であり、その数は今後も更に増加すると見込まれることから、認知症高齢者の特性に応じたケアの確立が急務であるとともに、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身高齢者世帯の増加への対応、介護人材の確保等が喫緊の課題となっているところです。

このような状況を踏まえ、平成24年度からの新たな計画として本計画を策定するにあたっては、本町の高齢者福祉施策及び介護保険事業に関する基本的考え方や目指すべき取り組みを、総合的かつ体系的に整理し、高齢者の福祉や介護の課題に対応することを目指しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、法定計画として老人福祉法第20条の8に規定する高齢者に関する施策事業の確保を定める計画と介護保険法第117条に規定する要介護高齢者等に関するサービス見込量や整備方針等を定める計画を一体的に策定したものです。

なお、本計画は「葉山町総合計画」における保健福祉分野の方針である「安全で安心して暮らせるまち」を目指すことにより、本計画の上位計画にあたる「葉山町総合計画」との整合を図ります。

3 計画の期間

この計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3か年の計画とします。

今後、介護需要の変化、基盤整備の状況、介護保険財政の状況等、計画の進行管理を常に行いながら、平成26年度中に再度見直しを行うこととします。

4 計画策定にあたって

計画の策定にあたっては、①住民参加による計画策定、②高齢者の実態把握、③住民への意見募集（パブリック・コメントの実施）に留意し、本町の特徴にあった計画づくりを住民の皆様の意見を反映させながら行いました。

また、国が優先的に取り組むべき事項と位置づけている①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る連携、④生活支援サービスについても、本計画の重点目標に盛り込み、計画的に取り組んでいくこととしています。

5 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、以下の3点に留意して取り組んでいきます。

(1) 地域生活支援体制の構築

地域包括支援センターを中心に、保健福祉、介護、医療機関等のネットワークとしての地域包括ケアシステムを構築して、高齢者の状態に見合った、各種ケアの提供や、相談援助などを包括的に行うことができる体制の実現に努めます。

(2) 国・県との連携

地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対して必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要望していきます。

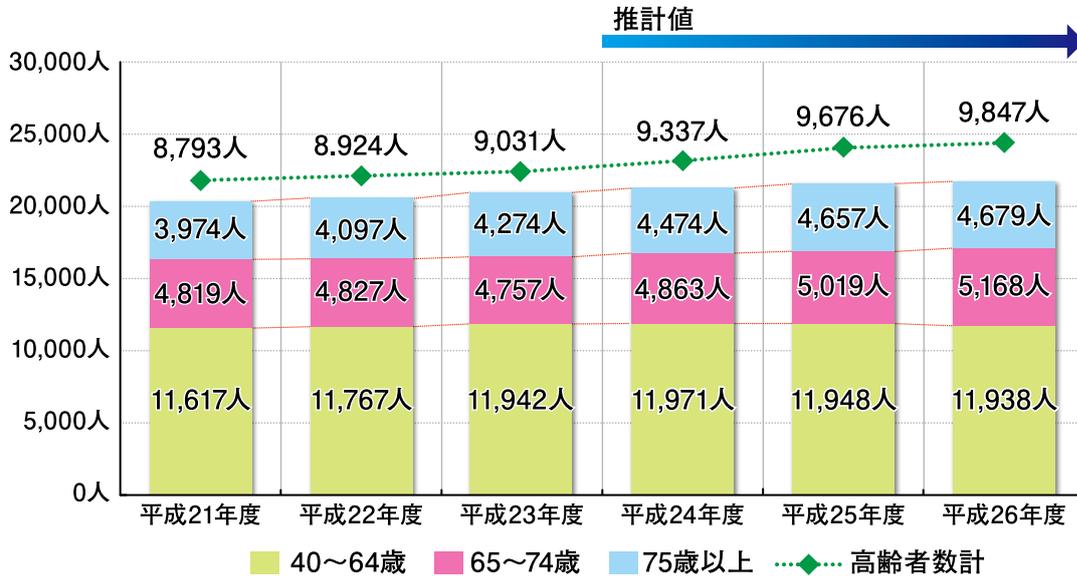
(3) 町内組織との連携

地域包括支援センターを中心に地域住民、民生委員等と地域での見守りを行い、病状、病歴、健康状態を把握できるかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことを推奨するとともに、必要に応じ社会福祉協議会や在宅介護サービス事業者と連携を図るなど、在宅介護を充実させていきます。

また、重度の要介護者に対しては、施設サービスや病院を利用できるよう支援を行っていきます。

Ⅱ 葉山町における高齢者の現状

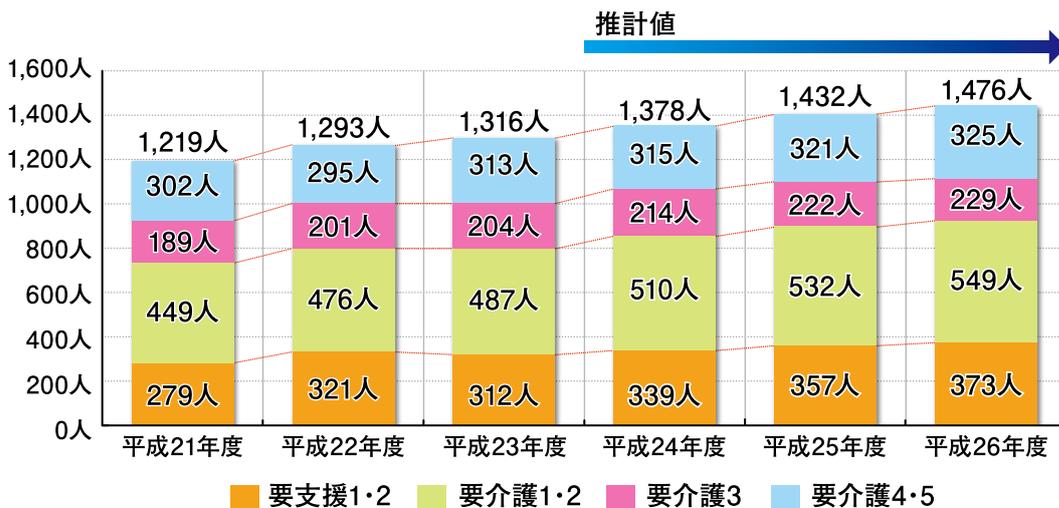
1 高齢者数の推移と今後の見込み



※住民基本台帳 各年10月1日（平成23年のみ7月1日データで代替）
 ※人口推計はコーホート変化率法により、男女1歳階級別に推計しています。
 ※推計値については小数点第1位を四捨五入して表示しているため、見た目の数字の合算が表示されている合算値と一致しない場合があります。

- 高齢者数は増加傾向
- 高齢者数は、平成23年度に対して、平成26年度には約800人増

2 認定者数の推移と今後の見込み



※平成21・22年は年報、平成23年は月報（7月分）のデータを使用
 ※平成21～23年の40歳以上人口に占める認定者の割合の平均値を算出し、平成24年以降、40歳以上人口に占める割合は一定と仮定して、推計人口に乗じることで認定者数の推計を行っています。

- 要支援・要介護認定者数は増加傾向
- 「要支援1・2」、「要介護1・2」はそれぞれ平成23年度に対して、平成26年度には60人程度の増加

Ⅲ 基本理念と基本目標

1 基本理念

葉山町ではこれまですべての高齢者が生きがいをもって安心して暮らせるまちをつくるために、「ぬくもりと生きがいのあるまち 葉山」を基本理念として施策を展開してきました。本計画期間においてもこの理念を継承していきます。



2 基本目標

基本理念に基づき、次の5つの目標を掲げ、施策の整理、検討、実施を図るものとします。また、地域包括ケアの実現を目指すため、基本目標の中に重点目標を設定しています。

基本目標 1 人と人との支えあう地域をつくる

❗ **重点目標** 【認知症高齢者への支援】

基本目標 2 生きがいを持って日常生活を送る

基本目標 3 日ごろから介護予防や健康づくりに取り組む

❗ **重点目標** 【医療との連携】

基本目標 4 高齢者の尊厳を守り、住み慣れた地域で、
安心して暮らせる支援体制をつくる

❗ **重点目標** 【災害時における対策強化】

❗ **重点目標** 【高齢者虐待防止への取り組み】

基本目標 5 介護が必要となった場合も安心して生活を送れるよう、
質の高いサービスを提供する

IV 施策の展開

基本目標1 人と人が支えあう地域をつくる

地域包括支援センターを中心として医師・歯科医師を含む地域の保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきます。

今後ますます認知症高齢者が増加すると予想される超高齢社会に対応するためには、認知症高齢者への更なる支援体制が必要であり、警察、地域包括支援センター、公共交通機関、他自治体などと連携しSOSネットワークの充実を図るとともに、介護者への支援として「家族介護者の集い」や「家庭介護教室」の開催を実施します。

また、認知症予防につながる一次予防事業、二次予防事業を推進するとともに、緊急通報システムや配食サービスといった認知症高齢者・ひとり暮らし高齢者への支援を行います。

※「一次予防事業」とは、主として活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持又は向上に向けた取り組みをいいます。

※「二次予防事業」とは、主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者を対象として要介護状態等となることを予防するための取り組みをいいます。

！ 重点目標【認知症高齢者への支援】

徘徊高齢者SOSネットワークの充実を図るとともに、認知症高齢者の早期発見、介護を行う家族への支援に努め、認知症高齢者が地域で出来る限り自立した生活を送れるよう支援体制を整えます。

基本目標2 生きがいを持って日常生活を送る

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするためには、日頃から生きがいを持って日常生活を送ることが重要であり、引き続き老人クラブへの活動支援や介護予防事業、「ねんりんふれあいの集い事業」等高齢者支援施策を図ります。

また、引き続き、生きがい事業団を通じ、高齢者の就労の場を提供します。

基本目標3 日ごろから介護予防や健康づくりに取り組む

日ごろからの介護予防や健康づくりに取り組むため、引き続き一次予防事業、二次予防事業を実施するとともに、町民からの要望が高い短時間のリハビリを含むリハビリ施設の誘致が喫緊の課題となっており、その誘致に取り組むこととします。

また、介護予防には、日頃からかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことが重要であるため、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことの推奨及び家庭常備薬リストの作成及び健康手帳、お薬手帳の普及啓発を行うとともに、かかりつけ医・かかりつけ歯科医と連携して健康づくり施策や介護予防施策を推進します。

※信頼できるかかりつけ医を持つことで、日常的な精神疾患・身体疾患への対応、健康管理を行うことができ、かつ早期段階での治療が可能となり、いつまでも健康に自分らしく生活を過ごすことが可能となります。

※信頼できるかかりつけ歯科医を持ち日頃から口腔ケアを行い、いつまでも自分の歯でしっかりと食事をすることで健康を維持することができ、また、自分の歯でよく噛むことで脳を刺激し認知症予防にもなります。近年の日本人の死亡原因の第4位を占める肺炎の原因として誤嚥性肺炎が注目されており、その予防のためにも口腔内を日頃から清潔に保つことが重要となっています。

！ 重点目標【医療との連携】

短時間リハビリを含むリハビリ施設の誘致に取り組むとともに、かかりつけ医・かかりつけ歯科医との連携に努めます。

基本目標4 高齢者の尊厳を守り、住み慣れた地域で、安心して暮らせる支援体制をつくる

生活上の何らかの支援が必要な高齢者等に対し、「生活支援型デイサービス」「在宅高齢者住宅改修助成事業」等を引き続き実施するとともに、「家庭ごみふれあい収集」「緊急通報システム」により見守り支援を行います。

高齢者虐待への対応としましては、今後とも地域の保健・医療・福祉の連携のもと地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域包括支援センターを中心に迅速な対応を図るとともに、施設での高齢者の権利擁護について研修を実施していきます。

災害対策としましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、町防災部局が作成する災害時要援護者リストを活用し消防署、警察、民生委員・児童委員、町内会、自治会等と連携しながら、災害発生時に適切な避難誘導や安否確認を実施するための体制整備に努めるとともに、町内の居宅介護支援事業所等と災害時の対応方法について検討していきます。

「救急情報カード」については、今後も定期的に広報はやまに掲載し、周知していきます。

また、高齢者世帯が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営めるよう、サービス付き高齢者向け住宅の周知を行うとともに、単身高齢者の把握・見守りを民生委員・児童委員の協力のもと行うことで、単身・高齢者のみ世帯の増加への対応を図ってまいります。

！ 重点目標【災害時における対策強化】

町防災部局が作成する災害時要援護者リストを活用し、災害時における高齢者支援対策に努めます。

！ 重点目標【高齢者虐待防止への取り組み】

家族、事業者、地域包括支援センター等関係機関と連携し、高齢者虐待防止に努めます。

基本目標5 介護が必要となった場合も安心して生活を送れるよう、質の高いサービスを提供する

要支援・要介護の認定を受けている人の増加に対応するため、介護サービス供給量の確保とサービスの質の向上及び適正な給付管理に努めます。

介護が必要となった場合も安心して生活を送れるよう、小規模多機能型居宅介護支援事業所の整備等、各種介護予防サービス、介護サービスの充実に努めるとともに、適正な給付管理に努め、また介護負担の軽減を図るための高額介護サービス、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス等費の支給を行います。

※「小規模多機能型居宅介護」とは、「通い」「訪問」「宿泊」サービスを柔軟に組み合わせて提供することで、利用者が居宅で自立した日常生活を営むことができるよう支援するサービスです。

V 介護保険料設定の考え方

1 介護保険料設定の考え方

介護保険事業の状況

- 高齢者数の増加
- 認定者数の増加
- 介護サービスの利用ニーズの拡大

◎介護保険サービス利用者の増加

◎介護保険に係る事業費の拡大

介護保険事業の運営に関わる基本事項

- 現行サービスの水準の維持
- 認知症対策の強化
- 介護報酬改定に伴う事業費の上昇

◎介護保険サービスの質の維持・向上

◎介護保険に係る事業費の拡大

介護保険サービスの利用の拡大に対応しつつ、これまでのサービス水準を維持していくためには、サービスの利用の拡大に見合う介護保険料を設定することが必要となります。

保険料の急激な上昇を抑制するための対策

■介護給付費準備基金の取り崩し

■所得段階の細分化

・9段階から11段階への細分化

■低所得者対策

保険料の減免/特定入所者介護サービス費の支給/社会福祉法人等による減額の運用/
特別養護老人ホーム旧措置者に対する負担軽減/障害者ホームヘルプ利用者負担に対する軽減措置/
高額介護サービス費の支給/高額医療・高額介護合算費の支給

【課題】

第4期計画の最終年度である平成23年度に対し、第5期計画の最終年度の平成26年度では、本町の65歳以上高齢者数、要介護認定者数ともに増加する見込みであり、かつ要介護高齢者の多くは認知症であることから、認知症高齢者の特性に対応したケアの確立が急務であるとともに、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身・高齢者のみ世帯の増加への対応、また、第6期計画における介護老人保健施設等の施設整備の検討が課題となっております。

【方向性】

- 介護が必要となった場合も安心して生活を送れるよう、質の高い介護サービスを提供することが求められ、課題に対応するためには居宅介護サービス費をはじめ介護給付費の上昇は必至になっております。
- 介護サービスの質と量の充実を図り、真に必要なサービスを提供できるよう適正な額の事業費を確保する必要があります。

【対策】

☆急激な保険料の上昇を抑制するため、介護給付費準備基金を可能な限り取り崩し保険料額を引き下げ、保険料上昇の抑制にあたるとともに、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階の設定を行いました。(前回計画の9段階設定に対して、今期計画では11段階に設定しました。)

☆各種の制度上の低所得者対策の周知と、適正な利用促進を図り、低所得者の負担軽減を図ります。

☆また、地域の保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステムの構築を目指し、介護給付費の適正管理に努めてまいります。

2 第5期計画における介護保険料

区 分			基準額 に対する 割合	月額保険料	基準額
				年額保険料	
本人が町民税非課税者	第1段階	生活保護受給の方 または、老齢福祉年金受給者で、 本人及び世帯全員が町民税非課税の方	0.50	2,330円	27,960円
				2,330円	
	第2段階	本人及び世帯全員が町民税非課税の方で、 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の方	0.50	2,330円	27,960円
				2,330円	
	第3段階	本人及び世帯全員が町民税非課税の方で、 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120万円以下の方 ※第2段階に該当しない方	0.70	3,262円	39,144円
				3,262円	
第4段階	本人及び世帯全員が町民税非課税の方 ※第1段階、第2段階、第3段階に該当しない方	0.72	3,355円	40,262円	
			3,355円		
第5段階	本人は町民税非課税の方で、 世帯の中に町民税課税者が含まれており、 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の方	0.95	4,427円	53,124円	
			4,427円		
第6段階	本人は町民税非課税の方で、世帯の中に町民税課 税者が含まれている方 ※第5段階に該当しない方	1.00	4,660円	55,920円	
			4,660円		
本人が町民税課税者	第7段階	本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が 200万円未満の方	1.25	5,825円	69,900円
				5,825円	
	第8段階	本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が 200万円以上400万円未満の方	1.50	6,990円	83,880円
				6,990円	
	第9段階	本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が 400万円以上600万円未満の方	1.52	7,083円	84,998円
7,083円					
第10段階	本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が 600万円以上1,000万円未満の方	1.70	7,922円	95,064円	
			7,922円		
第11段階	本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が 1,000万円以上の方	2.00	9,320円	111,840円	
			9,320円		

※基準額以外の月額保険料は、年額保険料を基本に12月で分割した参考値であるため、端数処理の関係で12倍した際、年額保険料と合致しない場合があります。

葉山町

第5期（平成24年度～平成26年度）

高齢者福祉計画 介護保険事業計画【概要版】

平成24年（2012年）3月

葉山町保健福祉部福祉課

〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135
電話046-876-1111(代表) FAX046-876-1717

この計画書の本編は、葉山町ホームページからダウンロードすることもできます。

<http://www.town.hayama.lg.jp/>